

入札・契約及び建設業者の合併等に関する 「資本又は人事面に深い関係」の取扱基準

平成22年 7月30日策定
平成25年11月 1日改正
平成31(2019)年 4月 1日改正

1 基本的事項

会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合を基本とし、資本又は人事面に深い関係があると認められる場合の具体的事項について定める。

2 具体的事項

(1) 資本面に深い関係

資本面に深い関係がある場合とは、法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する場合とする。

ア 株主等の1人(個人である株主等については、その1人及び次の(ア)から(オ)に掲げる者)が他の会社を支配している場合における当該他の会社

(ア) 株主等の親族(六親等内の血族、三親等内の姻族及び配偶者)

(イ) 株主等の内縁の配偶者

(ウ) 個人である株主等の使用人

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭等で生計を維持している者

(オ) (イ)から(エ)までに掲げる者と生計を一にする親族

イ 株主等の1人及び前号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

ウ 株主等の1人及び前2号に規定する会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

エ アからウまでに規定する会社が2以上ある場合には、その2以上の会社は相互に資本面に深い関係があるものとみなす。

他の会社を支配している場合とは、法人税法施行令第4条第3項に該当する場合とする。

- ・ 当該他の会社の50%を超える株式、出資金額又は議決権を有している場合
- ・ 当該他の会社の50%を超える株主等(合名会社、合資会社又は合同会社の社員(当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員)に限る。)を有している場合

(2) 人事面に深い関係

人事面に深い関係がある場合とは、会社と他の会社との間に次に掲げる関係がある場合とする。

ア 一方の会社の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、注5に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員(配偶者及び親子関係にある者)が、現に他の会社の役員(職にある場合)

役員についての注記

- 注1 株式会社には、有限会社(会社法施行後は「特例有限会社」という。)を含む。
- 注2 委員会設置会社とは、主に大企業で導入されている取締役会の中に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社のことである。
- 注3 持分会社とは、有限責任社員及び無限責任社員の中から業務を執行する社員を定款で定めることができる合名会社、合資会社及び合同会社の総称のことである。
- 注4 法人格のある各種の組合等とは、民法の規定により設立された社団法人若しくは財団法人又は中小企業協同組合法により設立された協同組合、協業組合等の特別法に基づく法人のことである。
- 注5 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。
イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
4) 組合の理事
5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者